

「外国籍の高校生・若者の進路支援のために」セミナー動画のご案内

テーマ

第1部「進路選択・支援のための留意点」(約35分)
第2部「在留資格『家族滞在』の高校生の進路選択」(約45分)

講師

認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
高橋徹 氏

視聴方法

YouTubeによる配信

* 下記グーグルフォームのQRから申込ください。
YouTubeの視聴URLをお送りします。

<https://forms.gle/FgzGdU6G3RWr2oNp8>

フォームから申込ができない方はcs@cinga.or.jp
に連絡ください。



共催

企画：特定非営利活動法人国際活動市民中心
製作・著作：認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ

この講演会は、日本の学校（特別支援学校を含む）で学び、高校の卒業を見込み又は卒業した外国籍の子ども・若者の進路指導と就職について学ぶものです。



<主な内容>



「第1部：進路選択・支援のための留意点」では、
①外国籍の子ども・若者支援の留意点
など、支援に当たっての考え方を解説した後、
②進学したい場合の「奨学金」や「進学先探し」
③就職したい場合の「会社訪問」や「公務員応募」
などについて、やさしく解説しています。

「第2部：在留資格『家族滞在』の高校生の進路選択」
では、就職に伴う「家族滞在」から「定住者」「特定活動」への在留資格の変更について、

- ①救済措置（1455通知）とこれを使った就活の流れ
- ②救済措置のメリットやいろいろな具体的事例
- ③救済措置が適用できないときやビザ・トラブルへの対応方法

について、事例を用いて、実践的な解説をしています。



【情報】「家族滞在」等で在留する若者を、日本で働けるようにする「救済措置」

日本に在留する外国人の増加に伴い、一緒に来日する子どもが急増しています。

現在18歳未満の外国籍者の子ども・若者の在留数は2023年末の入管統計で、「家族滞在」が12万人（36%）を超え、トップです。この資格は「就労制限のある在留資格」で、許可を得ても最大週28時間しか働けません。高卒後もずっと「家族滞在」のまま、週28時間以内のアルバイトしかできないのでしょうか？

■救済措置

でも、それはあまりに不合理です。そこで、2020年に、法務省は「家族滞在」等の高卒者（特別支援校、高等部を含む）に対する救済措置を発表しました。一定の条件を満たせば、「定住者」又は「特定活動（就労できる）」に変更することができ、就労ができるようになりました。具体的には次のとおりです。

(1)「定住者」に変更できる場合

- ①17歳までに本邦に入学していること
- ②日本の小中学校を卒業していること
- ③日本の高校を卒業（見込）すること

④以上の①から③を満たして就職先が決まっているなどの条件を満たすこと

(2)「特定活動」に変更できる場合

- ①17歳までに本邦に入学していること
- ②日本の高校を卒業（見込）すること
- ③保護者（扶養者）を身元保証人として日本に在留していること
- ④以上の①から③を満たして就職先が決まっているなどの条件を満たすこと

■2024年の見直しとそのメリット

上記取扱いにおいて、(2)の「特定活動」の場合は、常に保護者の身元保証が条件となるなど、不安定な状態になっていました。

そこで、2024年7月24日から、国は上記(2)の場合に、就労を目的とする「特定活動」又は就労資格（「技能実習」を除く。）等により5年以上在留している場合には、さらに「定住者」への変更を認めることにしました。

（下図参照）

これにより、外国籍の高卒就職者の在留が安定し、定住者として自力で在留し、就職先の会社に継続勤務しスキルアップにも意欲をもって取組ことができることとなりました。

救済措置の概要

主なルート

定住者：17歳までに入学+小学校卒業+中学校卒業+高校卒業+就職内定

特定活動：17歳までに入学+ { 高校入学（編入を除く）→卒業 / 高校編入→卒業+日本語能力N2 } + 就職内定+親（日本在留）の身元保証

